

第 755 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和4年7月12日（火）14時から
2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 挨 拶 横浜税関 野中 業務部長
4. 議題等（説明者）
 - (1) ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について
(業務部 通関総括 1 部門 浦本 統括審査官)
 - (2) 期日指定告示の発出について
(業務部 収納課 中澤 収納課長)
 - (3) 第 56 回通関士試験受験案内について
 - (4) 通関士の確認のための届出手続の一部改正について
(業務部 矢野 首席通関業監督官)
 - (5) 『前教示に関する照会書』の一部改正について
(業務部 勅使河原 首席関税監査官)
5. 連絡事項等

関係者 各位

ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)により、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施することが決定され、6 月 7 日に「ロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令(令和 4 年政令第 213 号)等が 6 月 17 日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達(令和 4 年 6 月 10 日財関第 438 号: 下記アドレスご参照)に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・通達等につきましては、経済産業省ホームページ(下記アドレスご参照)をご確認ください。

(掲載)

○税関ホームページ

令和 4 年 6 月 10 日財関第 438 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z438.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

(業務部通関総括第 1 部門)

電話: 045-212-6150

○他法令確認について

(業務部通関総括第 3 部門)

電話: 045-212-6153

令和4年7月

横浜税関業務部収納課

関係者 各位

期日指定告示の発出について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置が輸出入者等に及ぼす影響の緩和を図るため、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（令和2年2月1日以後に生じたもの）」を「特定災害」として指定し、また「全都道府県」について「特定災害により相当な損害を受けた地域」として指定する告示（令和2年5月11日財務省告示第122号）（以下「地域指定告示」という。）を発出し、特例措置を講じてきたところです。

令和3年3月31日に関税定率法等の一部を改正する法律（令和3年法律第12号）が成立し、同年4月1日から改正後の関税法（昭和29年法律第61号）第2条の3及び第102条の2の規定が施行されることとなり、改正前の「特定災害」については、改正後の関税法第2条の3に規定する災害その他やむを得ない理由（以下「災害等」という。）とみなして改正後の関税法第2条の3及び第102条の2の規定を適用するものとされています（関税定率法等の一部を改正する法律附則第2条第1項）。

今般、令和4年6月30日を全国一律による「災害等」（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響）がやんだ日とし、その期日を同年8月31日とする告示（期日指定告示）を同年7月1日に告示することにより、地域指定告示を廃止することとなりましたので、お知らせいたします。

（関税法第100条（第2号に係る部分に限る。）の規定に基づき税関に対して手数料の納付をすべき者を除く。）

（掲載）税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/news/news/20200511_index.htm

【問合せ先】

○ 横浜税関業務部収納課

電話：045-212-6140

税関手続に係る 押印及び署名を 廃止します

一部の例外を除き、税関へ提出いただく書類への押印及び署名を廃止することとしました。廃止となる様式をご紹介します。

注目のキーワード

- ▶ RCEP協定について
- ▶ 品目分類及び税率
- ▶ 最近増えている問合せについて
- ▶ 税関の名をかたった詐欺に注意！
- ▶ 災害関連情報
- ▶ 税関チャンネル（YouTube）の紹介

重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症関連情報



法令・政策等
について調べたい



水際の実務
について調べたい



貿易統計
について知りたい



AEO制度
について調べたい



海外旅行の手続き
を知りたい



輸出入の手続き
を調べたい



品目分類
について調べたい



EPA/原産地規則
について知りたい



関税評価
を調べたい



税関手続FAQ
を確認したい

新着情報

全国の税関の動き

▶ 一覧を見る

2022年7月5日	その他	税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について(令和4年7月5日更新)
2022年7月5日	手続	価格の換算に用いる外国為替相場（令和4年7月10日～令和4年7月16日）
2022年7月1日	その他	ワシントン条約該当物品輸入差止等実績を更新しました
2022年7月1日	その他	第56回通関士試験（令和4年）
2022年7月1日	手続	「新型コロナウイルス感染症等の影響による保税地域の許可手数料の納付期限の延長及び許可手数料の還付、軽減又は免除について」を掲載しました
2022年7月1日	手続	「新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の期限の延長等について」を更新しました
2022年7月1日	法令	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により関税法施行令第一条の四第二項の規定に基づき財務大臣が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件（令和4年財務省告示第177号）
2022年7月1日	法令	都道府県の全部の地域の関税に関する申請期限等を指定する件（令和4年財務省告示第176号）

ご質問はこちら

↑ ページトップに戻る

展開を閉じる

↓ 様式ダウンロード



税関のPR活動



税関イメージキャラクター
カスタム君

税関Twitterガイドライン

関税局・ 税関について	全国の税関	法令・政策等 について調べたい	水際取締について 調べたい	貿易統計について 調べたい	AEO制度について 調べたい
- 税関TOP - 関税局・ 税関の組織 - 関税中央分析所 - 税関研修所 - 採用情報 - 通関士試験 - 広報・報道関係 - 税関チャンネルの 紹介 - 税関150周年特設 サイト - その他	- 函館 - 東京 - 横浜 - 名古屋 - 大阪 - 神戸 - 門司 - 長崎 - 沖縄	- 所管法令等 - 審議会・研究会 - 政策一覧 - 経済連携協定 (EPA/FTA) - TPPお役立ち情報 (内閣官房TPP等 政府対策本部) - スマート税関構想 2020 - 政策評価 - 事前報告制度	- 水際取締トップ - 水際取締対策 - 輸出入禁止・規制 品目 - 知的財産侵害物品 の取締り	- 貿易統計トップページ - 貿易統計検索 - 統計表一覧 - 報道発表資料（貿易統計） - よくある質問（貿易統計）	- AEO制度トップ - AEO承認（認定） を受けるには - AEO事業者専用ページ - 認定事業者 - 各制度のメリット - 相互承認 - 広報資料 - AEO制度に関する FAQ - AEO制度に関する お問合せ先
海外旅行の手続き を知りたい	輸出入の手続きを 調べたい	品目分類について 調べたい	原産地規則について 知りたい	関税評価を調べたい	税関手続FAQを確認 したい
- 海外旅行の手続き トップ - 出国時の税関手続 - 入国時の税関手続 - 入国旅客等の関税 等のキャッシュレス 納付	輸出入の手続き トップ	- 品目分類ページ トップ - 実行関税率表 - 関税率表解説・分 類例規 - 関税分類コンテ ンツを調べる - 事前教示回答（品 目分類）を調べる	- 原産地規則ポータル - 原産地規則とは - 協定・法令等 - 原産地証明手続 - 事前教示 - 事後確認 - 品目別原産地規則 の検索 - 輸出相談（自己申 告制度） - パンフレット・お 知らせ - お問合せ・その他 のリンク	- 関税評価ポータル - 課税価格の計算方 法 - 評価申告制度の概 要 - 関税評価の事前教 示 - 関税評価用語等解 説 - 輸入貨物の関税評 価事例 - 外国為替相場（課 税価格の換算）	- カスタムアサンプ ー（税関手続 FAQ） - 輸入通関 - 輸出入してはなら ない貨物 - 個人輸入通関 - 経済連携協定 - 輸出通関 - 国際郵便物の通関 - 携帯品・別送品の 通関 - 通関士試験 - その他

ご質問はこちら



↑ ページトップに戻る

現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > 新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の期限の延長等について

新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の期限の延長等について

令和2年5月11日

(令和2年6月26日一部追記)

(令和3年4月2日一部追記)

(令和4年7月1日一部追記)

財務省関税局

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(令和2年2月1日以後に発生したものに限りま
す。)について、関税法第2条の3の規定に基づき特定災害として財務大臣が指定し、これらの影響により行うことが困難
であった申請・納付等に関する期限の延長等の措置を講じていましたが、その期限を令和4年8月31日としました。(令和
4年7月1日に官報で告示([都道府県の全部の地域の関税に関する申請期限等を指定する件](#)))

税関への申請等を行う必要がある方は、上記期限までに申請等をお願いします。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により上記期限(令和4年8月31日)までに申請等
の手続を行うことができない場合は、お早めに最寄りの税関官署又は当該申請等を行う予定の税関官署にご相談くださ
い。

※ 保税地域の許可手数料の還付、軽減又は免除等については[こちら](#)を参照ください。

(注)財務大臣が指定する地域は「全都道府県」とすることについて、令和2年5月11日に官報で告示しました。

[「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響についての特定災害の指定並びにこれにより相
当な損害を受けた地域の指定に関する件」\(財務省告示第百二十二号\)\[PDF:66KB\]](#) 

具体的な措置は以下のとおりです。

関税に関する申請・納付等の期限の延長

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、期限までに関税に関する法律に基づく申
請・納付等を行うことができない場合には、これらの期限を延長します。(関税法第2条の3)

輸入貨物に係る内国消費税についても、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、期
限までに納付等を行うことができない場合には、期限の延長が可能であり、①納付すべき税額の納期限延長後の納期
限を延長しようとする場合、②特例申告を行う場合の課税標準数量等申告書の提出期限を延長しようとする場合、③②
の申告書に記載された納付すべき税額の納期限の延長をしようとする場合等において、下記の様式を使用して、内国消
費税に係る期限の延長を申請することができます。また、国外事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税についても同様
に、納付の期限の延長を下記の様式により申請することができます(消費税法第47条第3項、同法第51条他)。
輸入貨物に係る内国消費税及び国際観光旅客税の納付等の期限の延長については、下記の様式に必要事項を記載い
ただき、最寄りの税関官署又は当該納付等を行うこととされている税関官署に申請ください。

〔様式のPDF〕

- ・ [税関様式C1002-1\[PDF:108KB\]](#) 
- ・ [国税様式\[PDF:221KB\]](#) 

[〔記載例①〕\(輸入貨物に係る内国消費税\)\[PDF:117KB\]](#) 

[〔記載例②〕\(国際観光旅客税\)\[PDF:101KB\]](#) 

※ 今回の措置の対象となる申請・納付等に係る期限とは、①から③までの期限のように特定の日をもって定める期限
をいい、一般的な輸入(納税)申告をした場合のように、輸入する日までに納税することとされているような申請・納
付等は含まれませんので、ご注意ください。

※ なお、具体的な措置の期限は、令和4年8月31日となりますのでご注意ください。



財務省関税局・税関の組織

- ▶ [財務省関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)



施設等機関

- ▶ [関税中央分析所](#)
- ▶ [税関研修所](#)



関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特殊関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)
- ▶ [国際機関\(WTO・WCO\)](#)
- ▶ [地域協力\(APEC\)](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [税関相互支援協定\(CMAA\)](#)



税関手続き

- ▶ [手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)
- ▶ [各種様式及び記載要領](#)



その他

- ▶ [情報公開・個人情報保護](#)
- ▶ [パブリックコメント](#)
- ▶ [調達情報](#)
- ▶ [税関関係用語集](#)
- ▶ [よくある質問](#)
- ▶ [リンク](#)
- ▶ [お問合せ](#)

税関のPR活動



税関Facebookページ



税関Twitter

▶ [税関Twitterガイドライン](#)



税関チャンネル

YouTube



税関イメージキャラクター
カスタム君



税関のPR活動



▶ [税関Twitterガイドライン](#)

関税局・ 税関について	全国の税関	法令・政策等 について調べたい	水際取締について 調べたい	貿易統計について 調べたい	AEO制度について 調べたい
- 税関TOP - 関税局・ 税関の組織 - 関税中央分析所 - 税関研修所 - 採用情報 - 通関士試験 - 広報・報道関係 - 税関チャンネルの 紹介 - 税関150周年特設 サイト - その他	- 函館 - 東京 - 横浜 - 名古屋 - 大阪 - 神戸 - 門司 - 長崎 - 沖縄	- 所管法令等 - 審議会・研究会 - 政策一覧 - 経済連携協定 (EPA/FTA) - TPPお役立ち情報 (内閣官房TPP等 政府対策本部) - スマート税関構想 2020 - 政策評価 - 事前報告制度	- 水際取締トップ - 水際取締対策 - 輸出入禁止・規制 品目 - 知的財産侵害物品 の取締り	- 貿易統計トップページ - 貿易統計検索 - 統計表一覧 - 報道発表資料（貿易統計） - よくある質問（貿易統計）	- AEO制度トップ - AEO承認（認定） を受けるには - AEO事業者専用ページ - 認定事業者 - 各制度のメリット - 相互承認 - 広報資料 - AEO制度に関する FAQ - AEO制度に関する お問合せ先
海外旅行の手続き を知りたい	輸出入の手続きを 調べたい	品目分類について 調べたい	原産地規則について 知りたい	関税評価を調べたい	税関手続FAQを確認 したい
- 海外旅行の手続き トップ - 出国時の税関手続 - 入国時の税関手続 - 入国旅客等の関税 - 等のキャッシュレス納付	輸出入の手続きトップ	- 品目分類ページトップ - 実行関税率表 - 関税率表解説・分類例規 - 関税分類コンテンツを調べる	- 原産地規則ポータル - 原産地規則とは - 協定・法令等 - 原産地証明手続 - 事前教示 - 事後確認	- 関税評価ポータル - 課税価格の計算方法 - 評価申告制度の概要 - 関税評価の事前教示	- カスタムスアンサー（税関手続FAQ） - 輸入通関 - 輸出入してはならない貨物 - 個人輸入通関 - 経済連携協定

[事前教示回答（品目分類）を調べる](#)

[品目別原産地規則の検索](#)

[関税評価用語等解説](#)

[輸出通関](#)

[国際郵便物の通関](#)

[輸出相談（自己申告制度）](#)

[輸入貨物の関税評価事例](#)

[携帯品・別送品の通関](#)

[パンフレット・お知らせ](#)

[外国為替相場（課税価格の換算）](#)

[通関士試験](#)

[お問合せ・その他のリンク](#)

[その他](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1（財務省関税局）

[＞ 財務省案内図](#)

[利用規約・免責事項・著作権](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ方針](#)

[お問合せ](#)

[関連リンク集](#)

Copyright © 財務省（法人番号 8000012050001）

令和4年

第56回通関士試験受験案内

財務省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 令和4年10月2日（日）

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:30

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- ① 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）
- ③ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）
- ④ 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）
- ⑤ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和4年7月1日（金）現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等（TIR条約、経済連携協定等）は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の2の規定において定義する認定通関業者に係るものを含みます。

3 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 （注1）	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	35点（10問）	10点（10問）		
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	45点（15問）	15点（15問）		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注2）				20点（2問）
その他通関手続の実務	10点（5問）	5点（5問）	10点（5問）	

注1.「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

注2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第55回）と同様の形式で各1問出題します。

(2) 試験合格のためには、前記3(1)に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

4 試験実施地と受験願書の提出先

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040 函館市海岸町24番4号 -8561 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259 (0138-45-8872)
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒135 東京都江東区青海2丁目7番11号 -8615 東京港湾合同庁舎	03-3599-6316 (03-3599-6464)
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒231 横浜市中区海岸通1丁目1番地 -8401	045-212-6051 (045-651-6106)
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒455 名古屋市港区入船2丁目3番12号 -8535 名古屋港湾合同庁舎	052-654-4005 (052-653-4805)
愛知県	大阪税関 通関業監督官	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 -0021 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251 (06-6576-6071)
大阪府	神戸税関 通関業監督官	〒650 神戸市中央区新港町12番1号 -0041	078-333-3026 (078-333-3166)
兵庫県	門司税関 通関業監督官	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 -8511 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371 (093-332-8410)
広島県	長崎税関 通関業監督官	〒850 長崎市出島町1番36号 -0862	095-828-8628 (095-827-0580)
福岡県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900 那覇市港町2丁目11の1 -0001 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658 (098-863-0390)
熊本県			
沖縄県			

注. 試験会場については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に掲載しております。また、受験票に記載のうえ通知します。

5 受験願書受付期間等

(1) 受験願書を書面により提出する場合

受付期間は、令和4年7月25日（月）から同年8月8日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとします。

郵送の場合には、令和4年8月8日（月）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく同月5日頃までに発送するようにしてください。

(2) 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間は、令和4年7月25日（月）午前10時から同年8月8日（月）午後5時までとします。（土曜日、日曜日を含む。）

なお、受験願書をNACCSを使用して提出する場合には、必ず前記の受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ (<http://www.naccs.jp/>) を参照してください。

6 合格発表

令和4年11月8日（火）（予定）に、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に合格者の受験番号を掲載します。

また、令和4年11月25日（金）（予定）に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載するとともに、合格者には通関士試験合格証書を郵送（同日以降に発送）します。

なお、上記により合格を確認したにもかかわらず、通関士試験合格証書が12月2日（金）までに到着しない場合には、受験した試験地を管轄する税関の通関業監督官までお問い合わせください。

※ 税関の各官署における掲示は行いませんのでご注意ください。

Ⅱ 受験手続

1 受験願書を書面により提出する場合

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… 所要事項を記載し、受験手数料として 3,000 円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）を過不足なく所定の箇所に貼ってください。
※ 受験願書及び下記②の受験票に記載する氏名は、合格証書に使用するため、戸籍等公的書類で確認できるものと同一文字を楷書で丁寧に記載してください。
- ② 受験票…… 所要事項を記載し、写真（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもので、受験願書提出前 1 年以内に撮影したもの。大きさ縦 4cm、横 3cm。カラー、白黒を問わない。）を所定の箇所に貼ってください。
ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。
※ 郵送による出願の場合には、必ず 63 円分の切手を貼ってください。（試験科目の一部免除申請を同時に行う場合は除く。詳細につきましては(2)②をご確認ください。）
※ 受験票に記載する年齢は、受験願書受付締切日（令和 4 年 8 月 8 日）現在の年齢を記載してください。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、後記(3)の手続を必要とします。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

出願用紙及び受験票の各用紙は、前記Ⅰの 4 の受験願書の提出先に請求してください。これらの用紙を郵便で請求する場合には、必ず所要の切手（140 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封し、受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

前記(1)の出願書類を前記Ⅰの 4 の受験願書の提出先に提出してください。

出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、令和 4 年 8 月 8 日（月）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、令和 4 年 8 月 8 日（月）午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

また、試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、後日、受験票と通関士試験科目の一部免除通知書又は申請却下通知書を同時に送付しますので、必ず所要の切手（書留であれば 575 円、簡易書留であれば 460 円、特定記録であれば 300 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封してください。この場合には、受験票に 63 円分の切手を貼る必要はありません。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても、返信用封筒は添付してください。）

※ 一部免除通知書等については、書留、簡易書留、又は特定記録にて送付しますので、所要の切手が不足している場合、送付前に不足分についてご連絡するため送付まで時間がかかることがあります。貼り忘れにご注意ください。

- ③ 身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

① 免除を受けられる場合と免除される科目

イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 15 年以上になるとき……… 前記Ⅰの 2 の(2)の《2》及び《3》の科目が免除されます。

ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 5 年以上になるとき……… 前記Ⅰの 2 の(2)の《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等）は含まれないことになっています。

② 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次によるものとします。

イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ1月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合には、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。

ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したものととして計算します。

ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものととして計算します。

③ 申請手続

イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」（税関様式B-1210）1通に次のいずれかの者、団体及び官庁が証明した「証明書」（税関様式B-1215）を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。（様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。）

なお、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を添付してください。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても返信用封筒は添付してください。）

a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者（これらの者が2以上である場合には、それぞれの者）又は通関業者であった者。

この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体。

b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁。

c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、前記a及びbのそれぞれの者。

d 現に官庁に勤務している方の場合は、当該官庁。

ロ 申請書提出期間

前記Iの5の(1)の受験願書受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、なるべく早めに提出してください。

④ 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」を交付します。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」を交付します。

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止することがあります。

2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことができます。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要があります。

なお、NACCSの利用申込み手続を行ってから利用可能になるまでに必要な期間について

は、NACCSセンターにお問い合わせください。

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… NACCSを使用して提出します。
- ② 受験票…… 前記1の(1)の②と同じです。NACCSによる提出はできません。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 前記1の(1)の③と同じです。なお、前回（第55回）までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

受験票の請求方法は、前記1の(2)の①と同じです。受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

NACCSを使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、NACCSから受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて受験手数料の2,900円を、令和4年8月8日（月）午後5時までに必ず電子納付してください。また、前記(1)の出願書類のうち②の受験票を前記Ⅰの4の受験願書の提出先に令和4年8月8日（月）午後5時までに必ず提出してください。受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

受験票を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、令和4年8月8日（月）までの消印のあるものが有効です。

受験票を郵送以外の方法で送付する場合には、令和4年8月8日（月）午後5時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

- ③ 身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

① 申請手続

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合において、別途前記1の(3)の③のイの「証明書」については、当該「証明書」をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請及び前記(1)の①の受験願書等の提出を行った後、前記(1)の②の受験票を受験願書の提出先に提出又は郵送する際に、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を添付してください。（直接税関へ受験票を持参して提出する場合であっても返信用封筒は添付してください。）

② 免除の決定等

前記1の(3)の④と同じです。

Ⅲ その他

1 受験の際の注意事項

- (1) 試験場では係員の指示に従って行動してください。
- (2) 受験者は、試験開始30分前（午前9時）までに必ず試験場に集合してください。試験開始時に遅刻した場合は、原則として入場を認めません。
- (3) 試験場には、必ず受験票を持参してください。持参しない方は入場できません。
受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機をお持ちください。
（注）携帯用電子計算機は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。
イ 計算機能のみを有するもの（例えば、紙に記録する機能、音を発する機能、電子手帳機能を有するもの、関数電卓等は不可。）
ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの（数値を表示する部分が周囲に見えない程度の傾斜であるものは可。）

ハ 電源内蔵式のもの

- (4) 各試験科目の開始時刻の 15 分前までに着席してください。
- (5) 試験時間中は、次のものの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。
 - ・受験票
 - ・筆記用具
 - ・携帯用電子計算機（「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」の試験時間のみに限る。）
 - ・時計（通信機能・計算機能がないもの）
- ※ 机上に置ける筆記用具は、HBかBの黒鉛筆又はシャープペンシル、色鉛筆、蛍光ペン、色付きペン、プラスチック製消しゴム、定規です。筆箱等の収納用具は机上に置けません。また、筆箱のほか、耳栓等上記以外のものはすべてかばん等の中にしまってください。
- ※ 試験場には時計が設置されていない場合がありますので、時計の持参をお勧めします。（音を発する機能を有するものは音の出ない設定にしてください。）
- (6) 答案用紙に記入する氏名、受験番号及び受験地は厳に書き誤りのないように注意してください。
- (7) 答案用紙はマークシート方式です。答案用紙への記入はHBかBの黒鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。また、修正はプラスチック製消しゴムを用いてください。
- (8) 試験場には駐車場の用意はありませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (9) 試験室内での携帯電話等の通信機器類及び計算機能・通信機能等が付いている腕時計・眼鏡などの電子機器類の使用を禁止します。（(3)の携帯用電子計算機を除く。）
- (10) 試験開始後 30 分間及び試験終了前 10 分間は、試験室からの退出を認めません。
- (11) 不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後 2 年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。
- (12) 試験時間中の飲食は、原則禁止です。
- (13) 試験時間中に日常的な生活騒音等（係員の巡回による足音、監督業務上必要な発言、航空機、自動車、風雨、空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、計算機の打音、照明の点滅等）が発生した場合でも救済措置は行いません。

2 試験に関する照会

- (1) 通関士試験について不明な点があるときは、前記Ⅰの4の税関の通関業監督官にお問い合わせください。（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）郵便による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 願書受付期間中に書類を提出後、令和4年8月30日(火)までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡してください。
- (3) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）に掲載しますので確認してください。
- (4) 試験の結果は税関ホームページ又は官報で確認してください。

3 財務大臣の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第 31 条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく財務大臣の「確認」が必要です。

○ 通関士試験に関するQ&A

Q 1 通関士の仕事について教えてください。

A 1 貨物を輸出又は輸入しようとする者は、その貨物の品名、数量、価格等必要な事項を税関長に申告し、許可を受けなければなりません。この通関手続に関して、輸出入者の代理又は代行をするのが通関業者です。この通関手続には、適正な申告を行うための高度な専門能力が要求されますので、通関業者は原則として営業所ごとに通関士を置くことが義務付けられています。

このように、通関士は、通関業者が行う通関業務に従事し、通関業者が税関官署に提出する輸出入申告書等の通関書類の内容を審査する重要な仕事を行います。

Q 2 通関士試験に合格すれば、すぐに通関士となることができますか。

A 2 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士として通関業務に従事させようとする場合には、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称等を財務大臣に届け出て、その者が通関士の欠格事由に該当しないことの確認を受ける必要があります。通関士試験の合格は、あくまでも通関士になるための資格を取得したということであり、通関士として通関業務に従事する場合には上記の確認を受ける必要があります。

なお、通関士試験に合格した者は、受験地にかかわらず、どの税関の管轄区域においても通関士となることができます。

Q 3 現在、東京都内に住んでいますが、受験は東京都でなければなりませんか。

A 3 全国同時に行われる試験ですので、どこの受験地でも受けられます。

ただし、受験願書は、受験地を管轄する税関に提出してください。

Q 4 受験願書を郵送以外の方法で送ることはできますか。

A 4 郵送以外の方法で受験願書を送付することはできますが、その場合であっても、受験願書受付期間（令和4年8月8日（月）午後5時）までに税関に到着するように発送してください。

Q 5 インターネットを使用して受験願書を提出することはできますか。

A 5 インターネットを使用した受験願書の提出については、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行うことができます。

ただし、受験票は別途書面により提出する必要があります。また、受験願書の受付期間・時間内に、必ず受験手数料を電子納付する必要があります。上記A4の受付期間・時間内に受験票の提出がない場合又は受験手数料の納付が行われない場合は、NACCSを使用した受験願書の提出自体が無効となりますので注意してください。

NACCSの利用に際しては、あらかじめ輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）にNACCSの利用申込みを行う必要があります。NACCSの利用申込み手続や使用方法等の詳細については、NACCSセンターのホームページ(<http://www.naccs.jp/>)を参照してください。

なお、NACCSを利用して受験願書を提出した場合は、受験願書提出後にNACCSから配信される納付情報に基づいて受験手数料2,900円を電子納付してください。

Q 6 通関士試験の合格基準を教えてください。

A 6 通関士試験の合格基準は事前には公表しておりません。合格発表の際に公表することとしています。

Q 7 通関士試験の可否はどのようにして知ることができますか。

- A 7 ① 令和4年11月8日（火）（予定）に税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)に全国の合格者の受験番号を掲載します。
- ② 令和4年11月25日（金）（予定）に官報に合格者の氏名及び受験番号を公告します。官報は全国の官報販売所で販売しております。また、国立印刷局のホームページに直近30日間分のインターネット版官報が掲載されています。
- ③ 合格者には、令和4年11月25日（金）（予定）以降に合格証書を発送します。上記により合格を確認したにもかかわらず、12月2日（金）になっても合格証書が届かない場合には受験地を管轄する税関の通関業監督官にお問い合わせ下さい。

Q 8 通関士試験の合格率を教えてください。

A 8

	第51回（H29）	第52回（H30）	第53回（R1）	第54回（R2）	第55回（R3）
受 験 者 数	6,535 人	6,218 人	6,388 人	6,745 人	6,961 人
合 格 者 数	1,392 人	905 人	878 人	1,140 人	1,097 人
合 格 率	21.3%	14.6%	13.7%	16.9%	15.8%

Q 9 受験に当たっての新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項はありますか。

A 9 受験に当たっての新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項等については、適宜、税関ホームページの「第56回通関士試験（令和4年）」のページに掲載してお知らせします。

税関ホームページの情報をご確認いただきますようお願いいたします。

通関士試験における合格発表等について

通関士試験における合格発表等について

第56回通関士試験(令和4年10月2日実施)について、合格発表等を下記のとおり行います。

記

1. 合格発表について

令和4年11月8日(火)(予定)に、税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)に合格者の受験番号を掲載します。

※ 税関の各官署における掲示は行いません。

2. 合格者の氏名及び受験番号の官報掲載について

令和4年11月25日(金)(予定)に、合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載します。

3. 通関士試験合格証書の郵送について

上記2の官報掲載日以降に、合格者あてに通関士試験合格証書を発送します。

なお、上記1又は2により合格を確認したにもかかわらず、通関士試験合格証書が12月2日(金)までに到着しない場合には、受験した試験地を管轄する税関の通関業監督官までお問い合わせください。

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 通関士 第 2 節 通関士の資格 （通関士の確認のための届出手続） 31－1 法第31条に規定する通関士の確認のための届出手続は、次による。 (1) 通関士の確認のための届出は、「通関士確認届」（B－1320）1通を提出させて行わせる。 (2) 上記(1)の届出には、「通関士試験合格証書」（B－1250）の写し、<u>法第31条第2項各号に該当しないことの「宣誓書」（B－1080）及び前記4－2(4)に規定する市区町村長の証明書</u>を添付させる。 <u>なお、通関士試験合格者が「通関士試験合格証書」の交付を受ける前における上記(1)の届出に際しては、「通関士試験合格証書」に代えて当該届出に係る者が合格した年における「通関士試験受験票」（B－1280）の「A」片の写しを添付させることとする。この場合において、当該届出に係る者が「通関士試験合格証書」の交付を受けたときは、当該「通関士試験合格証書」の写しを速やかに提出させるものとする。</u> (3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記22－1(4)の「従業者等の異動（変更）届」（B－1180）をもって代えることができることとし、欠格条項該当の有無の確認については省略することとして差し支えない。また、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。 イ 他の通関業者の通関士を併任しようとする場合の確認の届出 ロ 既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が他の通関業者に異動した場合において、その異動後直ちに行われる確認の届出 なお、既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が、同一通関業者の他の営業所に異動若しくは兼務した場合については、新たに通関士の確認のための届出は要しない一方、法第22条第2項の届出は要することに留意する。 (4) （省略）	第 3 章 通関士 第 2 節 通関士の資格 （通関士の確認のための届出手続） 31－1 法第31条<u>《確認》</u>に規定する通関士の確認のための届出手続は、次による。 (1) 通関士の確認のための届出は、「通関士確認届」（B－1320）1通を提出させて行わせる。 (2) 上記(1)の届出には、「通関士試験合格証書」（B－1250）の写し<u>及び法第31条第2項に該当しないことを証する書類</u>を添付させる。 (3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記22－1(4)<u>《通関業務に関する帳簿の取扱い等》</u>の「従業者等の異動（変更）届」（B－1180）をもって代えることができることとし、欠格条項該当の有無の確認については省略することとして差し支えない。また、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。 イ 他の通関業者の通関士を併任しようとする場合の確認の届出 ロ 既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が他の通関業者に異動した場合において、その異動後直ちに行われる確認の届出 なお、既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が、同一通関業者の他の営業所に異動若しくは兼務した場合については、新たに通関士の確認のための届出は要しない一方、法第22条第2項<u>《記帳、届出、報告等》</u>の届出は要することに留意する。 (4) （同左）

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(5) 届出に係る通関士（届出を行う通関業者のその他の通関業務の従業者であつた者を除く。）が派遣労働者であるときの手続は、前記 4－2(6)に準ずるものとする。 また、その場合は「通関士確認届」中「備考」欄に派遣労働者である旨（「派遣」）を記載させることとする。	(5) 届出に係る通関士（届出を行う通関業者のその他の通関業務の従業者であつた者を除く。）が派遣労働者であるときの手続は、前記 4－2(6)（<u>許可申請書の添付書面</u>）に準ずるものとする。 また、その場合は「通関士確認届」中「備考」欄に派遣労働者である旨（「派遣」）を記載させることとする。

改 正 後						改 正 前					
					1 2 1 5号)を添付する。 3 当該手続は、必ず別途官報で公告する通関士試験の受験願書受付期間及び受付時間に行うこと。また、受験申込みの前に行うこと。						
T06	通関士確認届	●			1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 2 年末年始等、税関が長期閉庁となる時に当該手続を行う場合は、事前に通関業監督官部門へ連絡の上、必ず執務時間内に申請すること。 3 申請する場合は、次のものを提出する必要がある。 ① 「通関士試験合格証書」(税関様式B第1250号)の写し <u>ただし、「通関士試験合格証書」の交付を受ける前にあっては、合格した年における「通関士試験受験票」(税関様式B第1280号)の「A」片の写しを添付すること。この場合において、「通関士試験合格証書」の交付を受けたときは、当該「通関士試験合格証書」の写しを「添付ファイル登録」業務(業務コード：MSB)により速やかに提出する。また、「添付ファイル登録」業務による提出については、「通信欄」に汎用申請受理番号を記載する。</u> ② 身分証明書又は身元証明書 ③ 「宣誓書」(税関様式B第1080号) ④ 写真 <u>(上三分身、3cm×2.4cmの大きさのものを2枚。なお、画像が鮮明なものに限り画像ファイルで添付することができる。)</u>	T06	通関士確認届	●			1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 2 年末年始等、税関が長期閉庁となる時に当該手続を行う場合は、事前に通関業監督官部門へ連絡の上、必ず執務時間内に申請すること。 3 申請する場合は、次のものを提出する必要がある。 ① 「通関士試験合格証書」(税関様式B第1250号)の写し ② 身分証明書又は身元証明書 ③ 「宣誓書」(税関様式B第1080号) ④ 写真
T13	主たる営業所に係る変更申出	●			1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 2 事前に申請先税関の通関業監督官部門に確認の上で申請する。	(同左)					
(省略)						(同左)					
【知的財産関係】 (省略) 【保稅関係】 (省略) 【特例輸入者・特定保稅承認者・特定保稅運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】 (省略) 【調査関係】 (省略) 第3節から第22節まで (省略) 第3章及び第4章 (省略)						【知的財産関係】 (同左) 【保稅関係】 (同左) 【特例輸入者・特定保稅承認者・特定保稅運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】 (同左) 【調査関係】 (同左) 第3節から第22節まで (同左) 第3章及び第4章 (同左)					

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名 代理人の 住所、氏名 (担当者) (電話番号)			輸入者符号	
下記貨物の ☐ 関税率表適用上の所属区分 及び 統計品目番号 ☐ 関税率 (EPA 税率以外) ☐ EPA 税率 ☐ 内国消費税等の適用区分及び税率 ☐ 他法令 について照会します				製造地 製造者	
品名、銘柄 及び型番		単価		輸入申 告予定 官署	
照会貨物	☐ 到着 ☐ 未到着	見本及び参考資料 ☐ 見本 ☐ 写真 ☐ 図画 ☐ カタログ ☐ 説明書 ☐ 分析成績 ☐ その他 () 見本の返却 (要・否) 見本の取扱い () 参考資料の返却 (要・否)			
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無		照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)			
		類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号)			
照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)					
関税率表適用上の所属区分等に関する意見 (☐ 有 ☐ 無)					
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3参照)		要・否	非公開理由		
非公開期間	() 日 (180 日を超えない期間)	続	補足説明書	要求 ・ 提出、 枚	

(注) 裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ

○事前教示照会に際して提出する見本及び参考資料に係る確認書

項 目	確認欄
⑥ 返却を必要とする見本又は参考資料を提出する場合、提出後の税関による確認や取扱い、その他運送時も含めた偶発的な事故等のため、提出時と同一の状態で返却できない可能性がある旨承諾します。	はい ・ いいえ ・ 提出なし

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限り）非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。
- 税関は提出された見本の取扱いに細心の注意を払いますが、関税分類の検討のために使用等させていただく場合があり、提出時の状態で返却することができない可能性があります。

（規格A4）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項 関税法関係 事前教示に関する照会書（C－1000） 関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に 1 部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。 （省略） 照会文中の「<u>関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号</u>」、「<u>関税率（EPA税率以外）</u>」、「<u>EPA税率</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。<u>なお、ここでいうEPA税率とは、経済連携協定に基づく税率を指す。</u> （省略） 「<u>見本及び参考資料</u>」欄には、照会者が提出する見本及び参考資料のうち該当する項目の□内に×印を記入する。<u>当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。提出した見本及び参考資料について返却が必要な場合には、それぞれ「見本の返却」及び「参考資料の返却」欄の「要・否」のうち要を○で囲み、不要な場合には、否を○で囲む。また、見本の取扱いに当たって留意点（切断の可否等）がある場合には、「見本の取扱い」欄の「（ ）」内に簡潔に記載する。</u> （省略） 「<u>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、<u>成分割合（不明の場合は投入原料割合）</u>、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。 （省略）	II 記載要領及び留意事項 関税法関係 事前教示に関する照会書（C－1000） 関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に 1 部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。 （同左） 照会文中の「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」、「<u>関税率</u>」、「<u>統計品目番号</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。 （同左） 「<u>参考資料</u>」欄中の「<u>見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他</u>」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。 （同左） 「<u>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、<u>成分割合</u>、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。 （同左）